

離婚にともなう手続について



福山市都市ブランド
ロゴマーク

主な手続として次のようなものがあります。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先	
<input type="checkbox"/>	戸 籍	<p>○話し合いによる離婚の場合は、本人（夫・妻）のほか証人（成人2人）の署名が必要です。</p> <p>○離婚届によって戸籍に記載されます。</p> <p>○本籍地や住所が福山市以外の場合は、該当市区町村へ通知をしますので、戸籍や住民票への記載に日数がかかります。</p>	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 夫・妻それぞれの印鑑（押印は任意）	市民課 928-1058 本庁1階	
		<p>○離婚届は、夫婦に関する届出になるため、子どもの戸籍は異動しません。子どもを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには、別に届けが必要です。</p>			
<input type="checkbox"/>	住 民 票	<p>○住所や世帯主を変更した場合は、住民異動届が必要です。</p> <p>◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。</p>	<input type="checkbox"/> 在留カード ・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類		
		<p>○住民票に旧氏の記載を希望される場合は、別途、申請をしてください。</p>	<input type="checkbox"/> 旧氏から現在の氏につながるまでの全ての戸籍謄（抄）本・除籍謄（抄）本等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	印 鑑 登 録	<p>○氏が変更となり、氏のみやフルネームの印など登録印に変更前の氏が含まれている場合は、登録を抹消します。印鑑登録が必要な場合は、新たに登録申請をしてください。</p> <p>◆氏の変更がない場合は、手続は必要ありません。（印鑑登録証はそのまま使用できます。）</p> <p>◆旧氏での印鑑登録が必要な場合は、住民票の旧氏記載手続後に新たに申請してください。</p>	<input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住 基 カ ー ド	<p>○名前・住所が変更になる場合は、券面記載事項変更の手続をしてください。変更後の名前・住所を記載します。</p> <p>○名前・住所などが変更になる場合は、署名用電子証明書は失効します。署名用電子証明書が必要な人は、改めて交付申請をしてください。</p>	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード ・住基カード		
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制度	<p>○登録をしている人の名前や本籍が変更になる場合は、変更の届出が必要です。</p>	<input type="checkbox"/> 本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	国 民 健 康 保 険	<p>○住所や名前の変更がある場合は、被保険者証の名前などの変更が必要です。</p> <p>○他の健康保険から市の国保に加入する場合は、「資格喪失証明書」が必要です。</p> <p>○市の国保から他の健康保険に加入する場合は、新しい健康保険証ができてから、資格喪失の届出をしてください。</p>	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	保険年金課 資格課担当 928-1055 本庁1階	
<input type="checkbox"/>	国 民 年 金	<p>○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。</p> <p>○口座振替・クレジット納付は名義変更したときは手続が必要です。</p> <p>○第3号被保険者の人は、第1号被保険者への種別変更手続が必要です。</p> <p>◆扶養から外れた日と離婚日のうち、早い方の日付で第1号被保険者となります。</p> <p>○第2号被保険者の人は、勤務先で手続をしてください。</p> <p>○離婚後の年金分割については福山年金事務所でご相談ください。</p>	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 離婚日のわかる戸籍謄本 または資格喪失証明書	【口座振替】 <input type="checkbox"/> 口座がわかるもの <input type="checkbox"/> お届け印 【クレジット納付】 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 扶養から外れたことが分かるもの（資格喪失証明書等）又は離婚したことが分かるもの（戸籍謄本）	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
<input type="checkbox"/>	後 期 高 齢 者 医 療 保 険	<p>○住所や名前に変更がある場合は、被保険者証の名前などの変更が必要です。</p> <p>◆新しい名前や住所の被保険者証は、後日郵送します。</p>	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階	
<input type="checkbox"/>	介 護 保 険	<p>○手続は必要ありません。</p> <p>◆新しい名前の被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。</p>	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階	

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	児童手当	○受給者の名前が変更になる場合、受給者が変更になる場合は、手続が必要です。 ○婚姻関係に変更があった場合は、手続が必要です。 ※2024年10月から制度改正により、対象児童の年齢・所得制限が変更になります。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	■事前にご相談ください。 ○父母の離婚、父または母の死亡・拘禁・遺棄などにより、父または母のいない児童及び父または母が一定の障がいの状態にある児童を 養育している人に支給されます。 ◆所得制限などがあります。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	子ども	○受給者・保護者の名前が変更になった場合、保護者を変更する場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等	○加入している健康保険が変更になる場合も手続が必要ですが、新しい健康保険証ができてからの手続となります。	<input type="checkbox"/> 新しい健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	
<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)	■事前にご相談ください。 ○18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童など一定の要件に該当する場合に、保険診療による医療費の一部を助成します。 ◆本人及び扶養義務者の所得制限があります。	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 場合により戸籍謄本 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病	○名前・住所・健康保険証などが変更になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 など	
<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者	○受給者・配偶者・扶養義務者の名前が変更になった場合、配偶者・扶養義務者を変更する場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 以前の受給者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	自立支援(育成・更生・精神通院)	○加入している健康保険が変更になる場合も手続が必要ですが、新しい健康保険証ができてからの手続となります。	<input type="checkbox"/> 新しい健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階
<input type="checkbox"/>	療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	○名前・住所・健康保険証が変更になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	○名前・住所が変更になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーなど	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービス等	○名前・住所が変更になる場合、障がい児の保護者が変更になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 各受給者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○名前・住所が変更になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁3階
<input type="checkbox"/>	保育所等	○保育所などの保育料が変更になる場合がありますので、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 離婚日及び児童の親権者のわかる戸籍謄本のコピー	保育施設課 928-1047 本庁7階
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育学校	○保護者が変更になる場合は、手続が必要です。 ◆学校内での児童生徒の名前の呼び方について希望がある場合は、学校へご相談ください。		学事課 928-1169 本庁13階
<input type="checkbox"/>	上下水道	○使用者の名前が変更になる場合は、手続が必要です。 ○地下水(井戸水)使用の場合は、世帯人数変更の手続が必要です。 ○集落排水処理施設を使用の場合は、世帯人数変更の手続が必要です。		ふくやま上下水道料金センター 928-1514 お客さまサービス課 928-1528 上下水道局
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり異動届(人員変更または世帯主変更)が必要になる場合があります。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、健康保険証など)をお持ちください。

お渡し日

市民課でお渡しするもの	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍証明(/ . :)	市民課 928-1058 本庁1階
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他()	